

★ 「児童育成料減免申請」について

下記の表の区分に該当される場合は、保護者等からの申請により児童育成料が減免されます。また、兄弟姉妹で児童ホームに入所する場合、減免申請書を提出することにより、第2子以降(兄・姉)は下記表の()内の金額(該当区分月額額の2分の1の金額)になります。なお、おやつ代、保険料の減免はありません。

・児童育成料減免区分表

区分	該 当 世 帯	児 童 育 成 料 < 月 額 >
区分 A	・生活保護法による被保護世帯 ・令和6年度市民税(※)が非課税(所得割・均等割ともに0円)のひとり親等の世帯	0円
区分 B	・令和6年度市民税(※)が非課税(所得割・均等割ともに0円)で上記以外の世帯 ・罹災の場合	2,500円(1,250円)
区分 C	・令和6年度市民税(※)の所得割が15万円未満の世帯	5,000円(2,500円)
区分 D	・令和6年度市民税(※)の所得割が15万円以上22万5千円未満の世帯	7,500円(3,750円)
減免なし	・令和6年度市民税(※)の所得割が22万5千円以上の世帯	10,000円(5,000円)

・児童育成延長料減免区分表

区分	該 当 世 帯	児 童 育 成 料 < 月 額 >
区分 A	・生活保護法による被保護世帯 ・令和6年度市民税(※)が非課税(所得割・均等割ともに0円)のひとり親等の世帯	0円
減免なし	・上記以外の世帯	1,800円(900円)

(※) 令和5年1月1日から令和5年12月31日までの所得にかかる市民税

※ 減免区分は、税額控除(寄付金控除、住宅借入金等特別控除、配当控除、外国税額控除等)適用前の市民税所得割課税額に基づき判定します。

※ 平成22年度の税制改正において、年少扶養控除及び16歳から18歳までの特定扶養控除の上乗せ部分が廃止されていますが、これらの扶養控除の廃止がなかったものとして計算します。

計算式：減免計算時の市民税の所得割＝市民税の所得割額－(@19,800円×16歳未満の扶養親族人数+@7,200円×16歳以上19歳未満の扶養親族人数)

※ 地方分権一括法により、指定都市のみ市町村民税の税率が6%から8%に変更されたことに伴い、指定都市居住者に不利益が生じないように、税源移譲前の旧税額により計算します。

指定都市一覧(令和7年3月現在 総務省ホームページより)

札幌市・仙台市・さいたま市・千葉市・川崎市・横浜市・相模原市・新潟市・静岡市・浜松市・名古屋市
京都市・大阪市・堺市・神戸市・岡山市・広島市・北九州市・福岡市・熊本市

児童育成料減免申請の提出書類については裏面をご覧ください。

★ 児童育成料減免申請の提出書類について

下記の書類が必要です。減免申請書は児童1名につき、1枚必要です。兄弟姉妹で申請される場合、添付書類は原本とコピーでの提出が可能です。

対 象		提 出 書 類
必 須	減免を希望する世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・児童育成料減免申請書（令和7年度申請用の所定の用紙で提出してください。） ※令和6年1月1日時点で尼崎市に住所がある方は、市県民税課税額証明書を提出する必要はありません。
添 （ 付 該 書 類 者 の み ）	生活保護受給世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護受給証明書（使用目的に児童ホーム申請と記載されたもので発行日より3か月以内のものを提出してください。）
	非課税のひとり親等の世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭等医療費受給者証、児童扶養手当証書、または戸籍全部事項証明書（発行日より3か月以内のもの）など、母子・父子世帯と分かる書類のコピーいずれか1点
	離婚調停中の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・裁判所からの呼出状や離婚調停申立書のコピー ・申立書（所定の用紙があります。）
	災害による損害を受けた場合	<ul style="list-style-type: none"> ・罹災証明書（家屋の半分程度以上の損害を受けた場合）
	令和6年1月2日以降に尼崎市に転入された方	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年1月1日時点で住民登録をしていた市町村が発行する『令和6年度市県民税課税額証明書（令和5年1月1日から令和5年12月31日までの所得が記載された証明書）』（配偶者控除を受けている方は不要です。） ※取得方法については、令和6年1月1日時点で住民登録していた各自治体にお問い合わせください。
	海外に赴任している方	<ul style="list-style-type: none"> ・2023年の収入がわかるもの（所定の用紙があります。） 海外赴任で日本に住所がなかった世帯は、2023年（2023年1月1日から2023年12月31日）の日本国外での総収入が分かる書類を添付してください。国内で所得のあった場合は、その所得についての書類も併せて添付してください。

